

第 234 回 狛江市行財政改革推進本部会議会議録

- 1 日 時 平成 23 年 12 月 13 日（火）午後 4 時～4 時 28 分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 本部長 矢野市長
副本部長 松原副市長
本部員 水野企画財政部長 本部員 小川総務部長
本部員 石森市民生活部長 本部員 小林福祉保健部長
本部員 平林児童青少年部長 本部員 松本建設環境部長
本部員 森田議会事務局長 本部員 小泉教育部長
事務局 松坂政策室長 高橋財政課長
矢野政策室企画法制担当主査
- 4 欠席者 副本部長 本橋教育長
- 5 議 題
 1. 平成 24 年度組織改正等について
 2. 施設使用料の見直しについて
 3. 補助金の見直しについて
 4. 債権管理について
 5. その他

6 会議概要

本部長 これより第234回行財政改革推進本部会議を開催します。まず、議題1. 平成24年度組織改正等について事務局より説明をお願いします。

事務局 平成 24 年度組織改正等として、基本的には定員適正化計画の内容に沿って取組むこととし、既存の課、係をベースに組織の一部見直しを行うものです。計画期間の平成 22 年度から平成 26 年度までうち、平成 24 年 4 月に向けた取組みは資料 1 のゴシックで表示しました。具体的な内容は資料 2 で説明します。

資料中の「目標 467」の欄は、狛江市アクションプラン策定時の組織及び職員数の資料を参考としました。また、中央部の網掛け部分は、平成 23 年度から変更となる組織及び職員数を示しています。権限移譲欄の○印は、地域主権改革に伴う権限移譲の担当課を表しています。内容について、特に網掛けのある部分を中心に順次説明します。

議会事務局については、平成 24 年度は本来の職員体制とするものです。

企画財政部です。政策室については、既存の政策室を「秘書広報室」と「政策室」に分けます。考え方としては、前回の組織改正時に導入された担当制、いわゆるフラット&フレキシブル（FF化）については、そのメリットを引き続き活用するため継続し、政策室が担っている業務のうち、対外的に対応が必要な業務と内部的に対応が必要な業務に効率的に対応するため、組織を分割し体制の充実を図るものです。これまでの期間でFF化の土台はできていると考えており、新たな体制においても企画財政部内で連携できると考えています。秘書担当については、市長優先車の自動車運転や、その他日常的な事務について平成 23 年度に正規職員で配置されている部分を再任用とするものです。財政課については、定員適正化計画に記載のある債権管理の所管部署となりますが人員に変更はありません。新たに、市史

編さん室を企画財政部内に設置します。市史編さんに係る基本方針は市として定め、市長部に「市史編さん室」を設置するものです。市史編さん室に専門知識が必要であり、新たに正規職員1名、嘱託職員2名の体制とします。その他、市史編さん室長は社会教育課長が兼務し、実務についても、専門的知識のある社会教育課・文化財担当との兼務により進めていきます。

総務部です。安心安全課については、定員適正化計画に記載のある危機管理体制について、現在（仮称）狛江市安心安全基本条例の策定に向けた検討を行っており、条例制定とあわせて危機管理方針の策定も進めていますが、危機管理体制の所掌事務の整理も並行して行うため、平成24年4月については、組織の見直しはありません。一方で、超過勤務時間数が突出しており、こうした面のフォローも含め、多様な雇用形態を含めた課全体の職員数は変更せず、正規職員を7名とし現行体制を強化するものです。次に、管財課・施設係については、職員数は変更しませんが、共同支援班で定年退職が生じる部分について、平成24年度は再任用としています。

市民生活部です。市民課については、平成24年度から権限移譲事務を担当しますが、処理件数等で人的な対応は必要ないと判断し職員数の増減はありません。課税課・固定資産税係については、正規職員を1名減員とします。納税課については、定員適正化計画に記載のある「徴収強化」の取組みとして、特に徴収業務の進行管理を強化するため、納税担当を1名増員しています。また、現状、業務内容に応じ担当業務が区分されているため、実態にあわせ「納税係」と「管理係」に係を分割します。地域活性課については、既存の業務量のバランスと平成24年度からの権限移譲に伴う事務量を勘案し、地域活性課内で各係の職員数を増減させるものです。

福祉保健部です。福祉サービス支援室については、権限移譲事務の担当ですが、移譲事務が平成25年4月からであるため平成24年度については現状のままとし、事務移譲スケジュールとあわせて継続的に体制を検討します。健康支援課については、新たに「健康推進課」と「保険年金課」の2つに区分します。一つの課でありながら本庁とあいとぴあセンターの業務が異なり、市民にも分かりにくく、また、事務上も非効率であることから市民サービスの充実・向上の視点で2課に分けるものです。平成20年度の組織改正では、保健施策と医療費の抑制に一体的に取り組むこととして健康支援課の所管としましたが、今後も福祉保健部内で連携できるものと考えています。職員数は現状と変更ありません。なお、あいとぴあセンターの「特定健診担当」については、平成20年度の制度開始時には新たに「特定健診等実施計画」の策定等制度開始に伴う一定の業務がありました。今後も、特定健診事業は継続しますが、制度開始時と比べ現行の担当を存続する必要性が薄れていることから、特定健診以外の業務も行うこととして特定健診担当は解消し、専門職により主に保健事業等を行う「健康推進係」と、特定健診事業の支援を含めた「庶務係」とに区分します。本庁の保険年金課についても、国民健康保険、後期高齢者医療及び年金の各業務にあわせ、全体の職員数は変えずに係を2係とします。

児童青少年部については、全体として変更はありません。

建設環境部です。清掃課については、正規職員を1名減員とし、再任用職員を1名増員としています。日常業務における電話問合せ及び現場での対応を見込み、再任用も含めた全体の職員数については変更ありません。次に、組織改正として、定員適正化計画に記載のある

「環境施策推進・環境配慮」に取り組むため、新たに「環境政策課」を設置します。係は1係です。環境配慮については全庁的な取組みが求められるため、環境政策に関し庁内を含めた総合調整の役割を担っていただきます。また、平成24年度からの権限移譲事務も担当します。現在、環境整備係で所掌している、公園・緑道等の維持・管理については、道路の管理及び占用許可業務と類似業務として、統合・効率化し、新たに「管理課」で所掌することとします。次に、都市整備課ですが、平成24年から権限移譲事務の対応も含め本来の職員体制とするものです。移譲事務として都市計画法に基づく許可事務に対応するため建築職の増員が必要であると考えています。

教育部です。図書館については、正規職員を1名減員とし、嘱託職員を1名増員します。多様な雇用形態も含めた全体の職員数については変更ありません。

以上により、平成23年4月1日と比較し、3名増員の461名としています。以上が事務局案です。

本部長 質問等ありますか。

本部長 定員適正化計画にも位置づけのある国体推進担当は、どのような職員体制を考えているのでしょうか。公民館は再任用職員が1名減員となっていますが説明がありませんでした。また、図書館は、正規職員が1名減員となり嘱託職員が1名増員となっています。平成24年度は祝日開館の試行実施のため、職員ローテーションから考えても正規職員の減員は納得ができません。事務局案について、今後各部との調整は可能でしょうか。

事務局 国体推進担当については、平成25年度の本大会に向け今後どのような体制がよいのか、別途調整させていただきます。公民館については、平成23年度は過配であった多様な雇用形態職員を減員するものです。図書館については、正規職員と多様な雇用形態職員の全体職員数は変更していないものですが、祝日開館の試行やその他の業務分担によりどのような体制がよいか、別途調整をお願いします。

本部長 議会事務局は平成19年度から議事庶務係1系の体制ですが、業務量及び業務内容から見ると定数は現状のまま、2係に分割できないでしょうか。

事務局 定員適正化計画の対象期間である平成26年度までの中で対応させていただきたいと思えます。

本部長 都市整備課の用地整備係の再任用職員が1名減員となっていますが、どのような考え方ででしょうか。

事務局 再任用職員については通常週4日勤務ですが、都市整備課では週3日と週2日で2名配置されています。これを、業務の効率性から週4日で1名配置とするために人数としては1名減員としています。

本部長 今回の組織改正案で、企画財政部内に市史編さん室を設置し、また、建設環境部内に環境政策課を設置することに伴い、狛江市組織条例の改正が必要であると思いますがどのように認識していますか。

事務局 内容を精査し、必要に応じて対応したいと考えています。

本部長 今出された意見も含め、必要に応じて各部と別途調整し、再度行財政改革推進本部で審議することとします。次に、議題2. 施設使用料の見直しについてです。

事務局 施設使用料については3年に一度の見直しを行っており、前回、平成21年度予算編成時に見直しています。今回、平成24年度予算編成にあわせ、各施設所管課に対し調査を実施

しました。今回の調査結果では、全施設平均で1平方メートル1時間あたりの維持管理経費が2.21円でした。これを20平方メートル3時間あたりとした場合、前回130円だったものが今回133円となります。この結果を受け、平成24年度予算編成において施設使用料の改定は行わず、現状維持とすることについて審議をお願いします。

また、学校施設使用料も同様の算定基準を使用していますが、学校施設は平成23年4月から有料化としており、3年に一度見直しを行った場合、他の施設と見直しの時期に差が生じます。他の施設と同様、今回は見直しを行わないことで承認いただければ、学校施設の使用料見直しも他の施設と同様に次回平成27年度予算編成時に見直しを行いたいと考えています。なお、学校施設の校庭及び体育館については体育施設条例を準用し、体育施設については他市の状況を踏まえた料金設定としています。いずれも指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理期間の切替えとあわせ、平成26年度予算編成時に使用料の見直しを行いたいと考えています。

本部長 質問等なければ説明のとおりで承認とします。次に、議題3. 補助金の見直しについてです。

事務局 平成24年3月31日に終期を迎える補助金について、所管課からの評価を財政課で取りまとめました。今回対象となる補助金は6項目です。コミュニティ活動活性化補助金は、交付目的に寄与しているため、所管課からは継続という評価が出ています。行財政改革推進本部検討結果(案)の評価は継続とし、継続に関する意見として、町会等の未整備地区の組織化を積極的に促していく必要があるとしています。次に、交流室借上費補助金は、グループホームを継続する上で必要不可欠であるという所管課の評価を踏まえ、継続としています。次に、特別対策事業助成は、障害者自立支援法施行にあわせ国が激変緩和として行っていたが、平成23年度をもって終了となっているため、今年度限りで廃止としています。次に、知的障がい者援護施設借上補助金は、福祉作業所の安定運営を目的とした補助ですが、障害者自立支援法に基づく他施設は公共施設内に配置されている現状もあり、所管課としても公平性の観点から継続すべきとの評価が出されています。このため継続としています。次に、小規模作業所等新体系移行支援事業補助金は、障害者自立支援法施行に伴う法内施設への移行時に収入が減少する部分を東京都が全額補助するものですが、東京都が内容の見直しを行い、新たに障がい者日中活動系サービス推進事業としているため、これとあわせて廃止としています。次に、青少年育成事業補助金は、一定の成果が見られたため今後段階的に縮小、廃止という評価が所管課から出されています。これについてはこれまでの期間が段階的期間であったと捉え、今年度限りで廃止としています。以上について審議をお願いします。案のとおり承認いただければこの方向で予算編成を行い、各対象団体とも調整を行っていただきたいと考えています。最終的には予算編成を通じて内容の決定をお示ししたいと思います。

本部長 質問等なければ説明のとおりで承認とします。次に、議題4. 債権管理についてです。

事務局 8月2日に債権管理検討プロジェクトチームより報告があり、8月31日に財政課が所管課と決定しました。その後、政策室と調整し、狛江市債権管理条例案及び狛江市債権管理条例施行規則案を作成しました。今後、各所管課と台帳整理、督促、催告等の調整を図ります。条例案は、平成24年狛江市議会第4回定例会に上程する予定とし、対象となる債権の整理等の準備を進めていきたいと考えています。これらの準備を行う中で条例案等についても適宜見直しを行いたいと考えています。今後、各所管課にもご協力をお願いいたします。

本部員 条例施行規則で手続きに関し規定している部分もあり、条例制定を先行させる必要もある
と思います。可能な限り前倒しでの実施も検討すべきと考えますがスケジュールの再検討は
可能でしょうか。

事務局 調整する中で前倒しが可能であればそのように対応していきたいと思います。

本部長 質問等なければ説明のとおりで承認とします。以上で第 234 回行財政改革推進本部会議を
終了します。